

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和元年8月27日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 陸前高田市気仙町字三本松47番2地先から字的場7番8地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 令和元年8月27日から同年9月27日まで